

社会福祉  
法人

# 芦北町社会福祉協議会

## 評議員及び役員の報酬等に関する規程

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人芦北町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び定款第25条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

#### (役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

### 第2章 評議員

#### (評議員の報酬)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。ただし、町の常勤職員として給与を受ける者は除く。

#### (評議員の費用弁償)

第4条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表第1に基づき、旅費を支給する。

### 第3章 役員

#### (役員の報酬)

第5条 役員が、その職務のため、理事会及びその他研修等に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。ただし、町の常勤職員として給与を受ける者は除く。

2 前項のほか、報酬については次の各号によるものとする。

(1) 会長 月額240,000円

(2) 副会長 なし

#### (役員費用弁償)

第6条 役員が、その職務のため、理事会及びその他研修等に出席したときは、別表第1に基づき、旅費を支給する。

#### (報酬等の支給方法)

第7条 評議員及び役員に対する報酬等の支給時期は毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、休日でない日まで繰り上げて、支給する。

2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

#### (公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

#### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

#### (補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法については、本会

職員の例による。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 22 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

旅 費		日 当 (1日に つき)
自動車等の使用距離 (片道)	支給額 (1日当たり)	1,100 円
2 キロメートル以上 5 キロメートル未満	100 円	
5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	210 円	
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	355 円	
15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	500 円	
20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	645 円	
25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	790 円	
30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	935 円	
35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	1,080 円	
40 キロメートル以上	1,220 円	